

令和 2 年 4 月 1 日

社会福祉法人敬愛会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対 策〉

- ・令和 2 年 4 月～ 法に基づく諸制度を調査する。
- ・令和 3 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する。

目標 2 : 男性職員の子どもの出生時における育児休業の取得を促進するとともに、女性職員の育児休業取得率を維持する。

〈対 策〉

- ・令和 2 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知をする。
- ・令和 3 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施をする。